

# 福岡市企業同和問題推進協議会のデザイン等使用規程

## (趣旨)

第一条 この規程は、福岡市企業同和問題推進協議会（以下同推協という。）マスコットキャラクター「にじまる」のデザイン及びロゴマーク（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるもの。

## (使用申請)

第二条 デザイン等を使用しようとする者（以下、申請者）は、デザイン等使用申請書（第1号様式）を同推協会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 同推協事務局および会員団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道目的で使用するとき。
- (3) その他会長が適当と認めるとき。

## (使用条件)

第三条 デザイン等の使用については、次の要件のすべてを満たすことを条件とする。

- (1) 人権に関する事業、又は、人権に関する広報・PRを目的に使用すること。
- (2) 同推協マスコットキャラクターであることを明示すること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 定められたデザイン及び色を正しく使用すること。
- (5) 営利を目的とした商品、広報活動等に使用しないこと。
- (6) 政治及び宗教活動を目的としたものに使用しないこと。
- (7) デザイン等のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (8) 商標登録出願等を行わないこと。

## (使用承認)

第四条 会長は、第三条の使用条件を満たすことを確認のうえ、人権啓発に役立つと認めるときに、デザイン等の使用を承認するものとする。

2 前項の規定による承認は、デザイン等使用承諾書（第2号様式）をもって行うものとする。

## (使用料)

第五条 デザイン等の使用料については、無料とする。

## (使用期限)

第六条 デザイン等の使用期限について、特に期間を定めない場合は、承認を受けた日から1年間とする。

2 期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、新たに届け出をすること。

(使用承認の取消)

第七条 会長はデザイン等の使用が次の使用要件に違反していると認められるときはその使用を取り消すことができるものとし、使用の取消を決定したときは使用者に対してデザイン等使用取消通知書（第3号様式）を交付するものとする。

- (1) 第三条に規定する使用条件に反して使用したとき。
- (2) 特定の個人又は団体・企業の売名に利用した場合。
- (3) 同推協が実施する事業又は支援等を行う事業を推進するうえで支障が生じるおそれがある場合。
- (4) その他デザイン等の使用を不適當であると判断した場合。

2 前項の規定により使用の取消を受けた者は、使用取消通知書が交付された日以降、いかなる場合であってもデザイン等の使用、配布、掲示および販売等をしてはならない。

3 使用の取消により損害が生じても、同推協は賠償する責任を一切負わない。

附則

この規程は、2018年7月1日から施行する。